



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

スカウティング 2015 No.707 平成 27 年 5 月 1 日発行 (付録)

セーフ・フロム・ハーム 「危害から守る」

～思いやりの心を育む教育～

ガイドライン



セーフ・フロム・ハームの考え方

ボーイスカウト運動は、「ちかい」と「おきて」の実践を基盤とした、青少年の成長を支援する教育プログラムで、家庭教育・学校教育と並ぶ地域教育として人間性(社会性)を育みます。

世界スカウト機構(WOSM:World Organization of the Scout Movement)は、よりよい教育の提供と危害のないスカウト活動の環境を整えるために「セーフ・フロム・ハーム」を定めました。それにより、多くの国や地域の連盟では、その考え方を導入し推進しています。

日本のスカウト運動においても、「ちかい」と「おきて」をもとに、安全で安心できる活動をめざし「セーフ・フロム・ハーム」を導入することになりました。

「他の人への気づかい」ができ「思いやりの気持ち」を育む人づくりを目指していきます。

まさに、それは「神へのつとめ」「他へのつとめ」「自分へのつとめ」ができるスカウトの育成につながります。



スカウト運動のセーフ・フロム・ハームとは

セーフ・フロム・ハームの背景

第4回国連総会で、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(UN Convention on the Rights of the Child(CRC))」が採択され1990年に発効しました。

スカウト運動においても2002年ギリシャ・テサロニキで開催された、第36回世界スカウト会議で、「いじめ・身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト(無視)・搾取(児童労働、無理に奪い取る、ゆする)」などの危害について、その予防と対処法を実践することで「Keeping Scouts Safe From Harm」が採択されました。

セーフ・フロム・ハームは、スカウトそして指導者として、また人として日常的にはいけないことを学び、スカウト活動で実践しています。

ここでは、スカウト部門は年代によって、理解すべき内容や対処の仕方が異なることを考慮し、それぞれの年代で学ぶべき方法などの事例を提示しています。

また、指導者と保護者向けには、注意すべき事項と責務について書かれています。



スカウトのためのセーフ・フロム・ハーム

セーフ・フロム・ハームとスカウト活動

いじめ・身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト(無視)・搾取(児童労働、無理に奪い取る、ゆする)などの危害について、その予防と対処法を実践し、スカウトとして、また人として日常的にはいけないことを学びます。

ビーバースカウトのセーフ・フロム・ハーム

ビーバースカウトの「やくそく」、ビーバー隊の「きまり」が前提です。
(学び方)

隊長を中心とする成人指導者、あるいは保護者との対話を中心となり、ビーバー年代は、禁止することよりものびのびと生活することによって、心身ともに成長することを踏まえて指導します。

(学びの内容)

- ・ともだちと仲良くし、助け合うことを学ぶ(わかちあい)。
- ・うそをついたり、ごまかしたりしないで、元気に過ごす。
- ・お世話になっている人々に感謝する。
- ・動植物にやさしい心で接し、命の大切さを学ぶ。
- ・みんなで使うものを大切にする。



カブスカウトのセーフ・フロム・ハーム

カブスカウトの「やくそく」、カブ隊の「さだめ」が前提です。
(学び方)

隊長を中心とする成人指導者、あるいは保護者との対話が主となり、指導者とともにあるデンコーチなどとの活動もその一環として活用します。

(学びの内容)

- ・いじめや暴力を絶対にしない。
- ・友達の嫌がることをしない。
- ・他人のものを無理に手に入れようとしない。
- ・社会の決まりを守る。



ボーイスカウトのセーフ・フロム・ハーム

「ちかい」と「おきて」の実践を基盤とします。

(学び方)

指導者とともに、ディベート、ディスカッション、シンポジウム、フォーラムなどを活用します。

(学びの内容)

- ・いじめや暴力をしない。
- ・相手や仲間が嫌がることをしない。
- ・知らない人とメールをしない。



(対処の方法)

目撃したり、被害にあったりした場合には、直ちに班長、上級班長や隊長に伝える。

ベンチャースカウト、ローバースカウトのセーフ・フロム・ハーム

自ら人としての姿勢、態度としてのセーフ・フロム・ハームを理解し、年少スカウトへの接し方であることを十分に認識して対応します。

(学び方)

危険に遭遇しないための配慮について、フォーラムなどを自ら開催して常に話し合う。

(学びの内容)

- ・個人の尊厳の大切さを学ぶ。
- ・いじめ・虐待・暴力をせず、また、違法(危険)薬物の使用も絶対に避け、これらについての些細なことも見逃さない。
- ・セクシャルハラスメントについての些細なことも見逃さない。
- ・他人から不適切と思われる態度や言動をしない。
- ・活動や遊びの中であっても、年少者に不快を与えるような、あるいは思わせるような言動はしない。

(対処の方法)

- ・仲間内での異変や危険に気づいたり情報を得たりした場合は、ただちに、隊長に伝える。
- ・年少者内での異変や危険に気づいたり情報を得たりした場合は、状況をメモし、隊長に伝える。



指導者のためのセーフ・フロム・ハーム

「ちかい」と「おきて」の実践を基盤として スカウトを育成する成人指導者は、自ら

- ・自分の言動は、スカウト運動の理念に反してはいないだろうか。
- ・自分の言動は、家族や友人に恥じることはないだろうか。
- ・自分の言動は、自分の良心に背いてはいないだろうか。

常にコンプライアンスチェックをして、スカウトの訓育・教育に携わることが大切です。

指導者—指導者

<役務に関する項目>

- ・本人に適した役務を依頼する。
- ・役務が遂行できる様に支援を行う。
- ・年令の差別をしない。
- ・男女の差別をしない。

<SNS (ツイッター、フェイスブック、ライン等) の項目>

- ・誹謗中傷の書き込みはしない。
- ・1対1でのメールや電話での議論は避ける。

<コミュニケーションの項目>

- ・団委員長または隊長は、他の指導者の意見を素直に聞く。
- ・好き嫌いを露わにしない。
- ・酒気を帯びての会話は気を付ける。

<指導の項目>

- ・活動にふさわしい服装の指導を行う。
- ・深夜の1人行動(トイレ、入浴)はさせない。
- ・指導者への報告、連絡、相談の出来る環境作りを行う。
- ・いじめられたスカウトやいじめたスカウトへの指導が出来る。

指導者—保護者

- ・スカウト運動の目的・原理・方法を分かりやすく説明できる。
- ・ボーイスカウト隊長は 班長の役割を保護者会で説明できる。
- ・保護者からの相談に快く応じ、解決策に取り組む。
- ・保護者の誹謗中傷をしない。
- ・コミュニケーションをとる機会を設ける。

指導者は

- ・全ての人の尊厳を尊重する。
- ・全ての成人・青少年を平等に扱う。
- ・相手の嫌がることは、自分では善意と思っても行わない。
- ・全ての人に脅威を与えたり脅威を感じさせたりする言葉をつかわない。
- ・どの様な悩みにも親身に相談にのり、対応する。
- ・ウェブサイトは誰でも見られることを意識した内容を選ぶ。
(個人情報、顔写真などは本人または保護者の許可なく投稿しない)
- ・活動中にスカウトの前での喫煙はしない。
- ・スカウト活動中に飲酒をしない。

上記に反することを見て見ぬ振りをしてしない。

私は、以下のことを守ります。

- ・全ての人の尊厳を尊重する。
- ・全ての成人・青少年を平等に扱う。
- ・相手の嫌がることは、自分では善意と思っても行わない。
- ・全ての人に脅威を与えたり脅威を感じさせたりする言葉をつかわない。
- ・どの様な悩みにも親身に相談にのり、対応する。
- ・ウェブサイトは誰でも見られることを意識した内容を選ぶ。
(個人情報、顔写真などは本人または保護者の許可なく投稿しない)
- ・活動中にスカウトの前での喫煙はしない。
- ・スカウト活動中に飲酒をしない。

上記に反することをしたり見て見ぬ振りをしたりしない。

署名

連盟 第 団

氏名

署名のうえ、裏側の点線で切り取り、
登録証と併せて携帯してください。



セーフ・フロム・ハームと法律

法的問題

セーフ・フロム・ハームにおける危害がスカウトや指導者その他の関係者の権利を著しく侵害し違法性を帯びる場合には、法的問題として、犯罪としての処罰（刑事事件）、損害賠償責任（民事事件）へ発展する場合があります。

民事事件

いじめなどの被害があった場合は加害者・加害者の親だけでなく、加害者を指導していた指導者や団委員長までも民事賠償責任を追及される場合もあるので注意してください。

刑事事件

いじめについては犯罪行為と認定され、刑事事件となる場合があります。

物を取り上げて壊したりすれば器物損壊罪（刑法 262 条）、叩いたり蹴ったりすれば暴行罪（刑法 208 条）、ケガをさせれば傷害罪（刑法 210 条）、脅してお金などをとれば恐喝罪（刑法 249 条）や強盗罪（刑法 236 条）になります。これらを助けたり唆したりすると共犯にもなります。

性的虐待になれば、児童虐待防止法の違反や強制わいせつ罪、児童福祉法に違反することにもなります。

事件とする場合

問題が発生した場合は、早期に事情を確認し証拠化することが必要です。被害にあった人が何度も事情を聴かれて二次被害に遭わないように注意してください。

事件性（刑事・民事を含めて）を維持するには、できるだけ客観証拠を集めてください。



～思いやりの心を育む教育～

「危害から守る」

セーフ・フロム・ハーム



裏側に署名のうえ、点線で切り取り、登録証と併せて携帯してください。

セーフ・フロム・ハーム「危害から守る」
～思いやりの心を育む教育～ガイドライン



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

〒113-8517

東京都文京区本郷 1-34-3

TEL 03-5805-2561 FAX 03-58052901

E-Mail info@scout.or.jp

HP <http://www.scout.or.jp/>

ここでしか、学べないことがある。



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN